

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年10月25日 03時30分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町島後北北東方沖 白島埼灯台から真方位019° 114海里付近 （概位 北緯38° 08.1′ 東経134° 03.9′）
事故の概要	漁船第八大岩丸は、かにはえ縄のボンデンを捜索しながら北北西進中、乗組員2人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成27年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八大岩丸、75トン 132920、有限会社北陽水産 29.90m×5.18m×2.05m、FRP ディーゼル機関、507kW、平成4年7月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成20年7月22日 免状交付年月日 平成25年7月21日 免状有効期間満了日 平成30年7月21日 漁労長 男性 71歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年9月22日 免状交付年月日 平成24年10月4日 免状有効期間満了日 平成29年12月4日 甲板長 男性 61歳 機関員A 男性 39歳
死傷者等	重傷 2人（甲板長及び機関員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速 約13m/s、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約2.8m 日本海北西部では、平成27年10月24日05時30分～25日11時40分にかけて海上風警報が発表されていた。

<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長、漁労長、甲板長及び機関員Aほか5人が乗り組み、かにはえ縄漁のため、境港を出港して島後北北東方沖の漁場に向かった。</p> <p>本船は、漁場に着了いたので、漁労長が操船を行いながら操業の指揮をとり、自動操舵により約4ノットの速力で風上に向けて北北西進し、甲板長及び機関員Aほか乗組員4人を船首部に配置させ、設置していたはえ縄の端を示すボンデン（以下「本件ボンデン」という。）の搜索を開始した。</p> <p>本船は、船首が波によって上下に動揺する状況下で本件ボンデンの搜索を続けていたところ、船首が下降した際、突然、大きな波が左舷船首約10°から船首部に打ち込み、平成27年10月25日03時30分ごろ、船首部にいた乗組員全員が同波を受けて転倒し、甲板長及び機関員Aがそれぞれ身体を船体構造物で打って負傷した。</p> <p>本船は、その後操業を中止して境港に戻り、甲板長及び機関員Aが救急車で病院へ搬送され、甲板長が右腓骨近位端骨折並びに右脛骨骨幹部及び右足関節外果骨折、機関員Aが右第5、6肋骨及び胸骨骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 甲板長及び機関員Aの配置状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>波は、本事故発生時まで船首部に打ち込むような状態ではなく、船首部に打ち込んだのは本事故発生時の1回だけであった。</p> <p>本船の船首部の乾舷は、本事故発生時、約3.8mであった。</p> <p>甲板長及び機関員Aは、それぞれ左舷船首部において、機関員Aが左手でマストの支柱をつかんで身体を保持して右手でブルワークに固定したサーチライトを操作し、甲板長が機関員Aの後方で左手でマストの支柱をつかんで身体を保持しながら、本件ボンデンの搜索を行っていた。</p> <p>漁労長は、本件ボンデンを搜索する際、手動操舵より自動操舵の方が波に向かって航行しやすいので、日頃から自動操舵にしていた。</p> <p>漁労長は、波高約4mを操業中止の目安としていた。</p> <p>船首部にいた乗組員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本件ボンデンには、目印として閃光灯及び反射材が取り付けられていた。</p> <p>「航海便覧（三訂版）」（航海便覧編集委員会、平成3年10月16日海文堂出版株式会社発行）によれば、風浪（風によって生じる波）は、統計的に100波に1波の確率で有義波高（一定時間観測した波の高い方から3分の1の平均高さ）の1.67倍の波が出現すると記載されている。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、島後北北東方沖において、風速約13m/s、波高約2.8mの状況下で本件ボンデンを捜索しながら北北西進中、波が船首部に打ち込んだことから、船首部にいた甲板長及び機関員Aが同波を受けて転倒し、負傷したものと考えられる。</p> <p>船首部に打ち込んだ波は、100波に1波発生する確率の波であった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、島後北北東方沖において、本件ボンデンを捜索しながら北北西進中、波が船首部に打ち込んだため、甲板長及び機関員Aが同波を受けて転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の乗組員は、甲板上で作業をする際、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

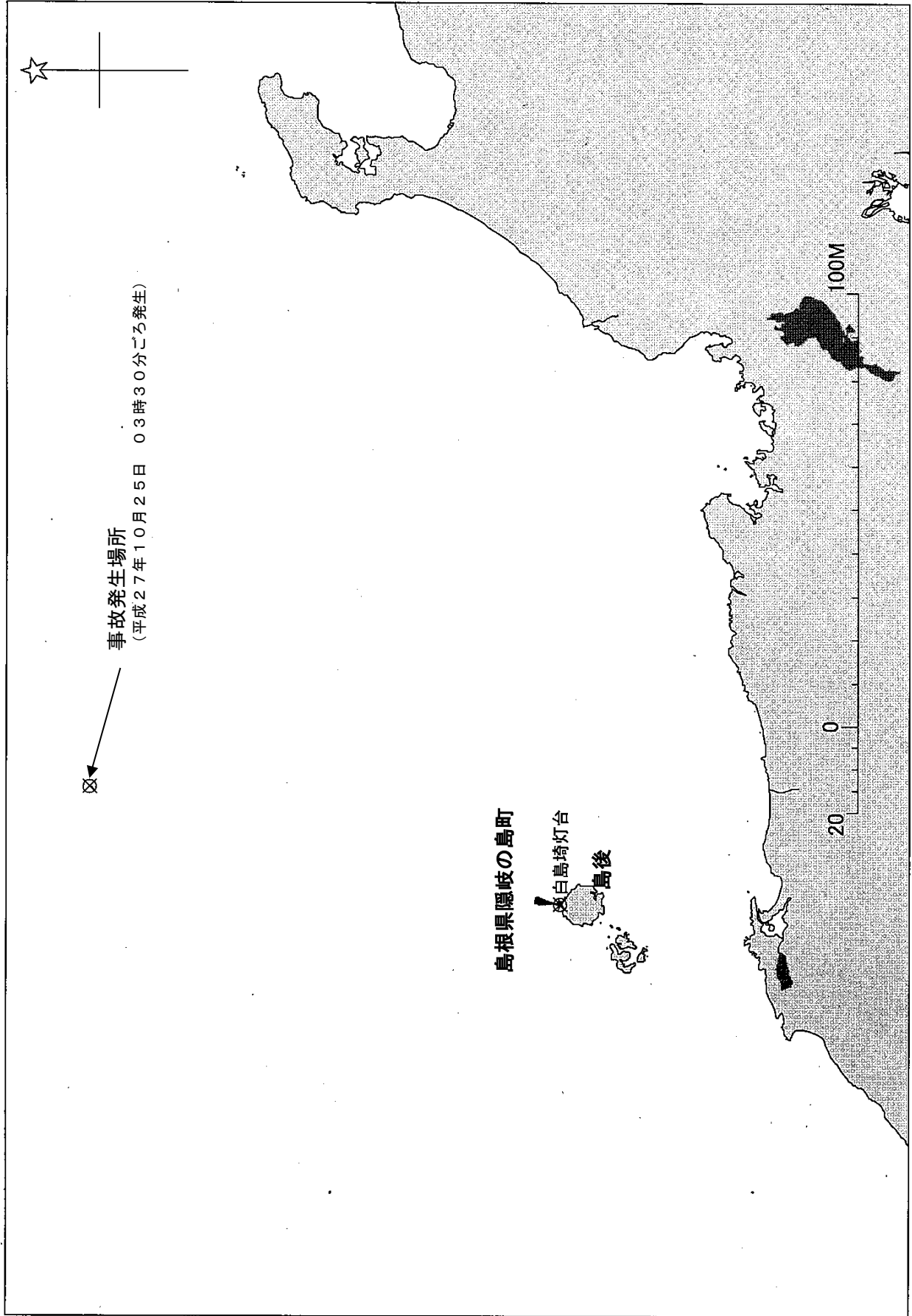


写真1 本船の状況



写真2 甲板長及び機関員 A の配置状況



機関員 A

マストの支柱

甲板長がいた場所